**宅地建物取引業者免許 オンライン申請（新規）をされる方へ**

**◆重要事項**

**１．申請内容の変更不可について**

提出された申請内容に基づき審査を行い、免許可否を決定します。

受付後、審査が完了するまで申請内容の変更はできません。

※1 提出後に申請内容（免許審査の対象事項）に変更が生じた場合は、

審査をやり直すため、免許申請を取下げた上で、再申請いただきます。

※2 申請を取下げない場合、免許拒否処分となります。

取下げや拒否処分となった場合、申請手数料は返金できません。

変更の予定がある場合は、変更後に申請するか、

申請後に免許を受けてから変更（変更の時期を免許日以降に）してください。

　また、以下の場合、虚偽申請として宅建業法に基づき免許取消し処分を受けるほか、

罰則（免許不正取得罪として懲役または罰金）を受けることがあります。

①申請後、免許日までに変更を生じたが、申請を取下げずに免許を受けた

②事実と異なる内容で申請を行い、免許を受けた

なお、上記事実を秘匿されても、今後の更新申請の際等に判明します。

**２．事務所の郵便物転送解除について**

　　審査が完了すると、事務所の所在地へ転送不可で通知ハガキを送付します。

　　この際、郵便物の転送を設定されているとハガキが未着となりますので、

　　郵便物の転送解除手続きをお済ませください。

**※専任の宅地建物取引士の登録内容について**

専任の宅地建物取引士の現在の氏名・本籍地が、各都道府県に宅地建物取引士として登録している氏名・本籍地の情報と異なっている場合や、審査期間中に別の氏名・本籍地に変わる場合は、審査に通常よりも期間を要します。

**３．営業保証金供託・免許証受領等について**

下記（１）又は（２）のとおり、今後の手続をお願いします。

手続をせずに免許日から３か月以上経過すると免許取消の対象となります。

**（１）保証協会の社員（会員）資格を取得予定の方**

免許申請と並行して、速やかに保証協会加入の手続を行ってください。

◆**免許証受領**に必要な書類　　※免許日以降に窓口で受領頂きます。

① 通知ハガキ

② 保証協会発行の弁済業務保証金分担金「納付証明書」又は「領収証書」

③【専任の宅地建物取引士が大阪府登録】

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書（ハガキ受領後）

　【専任の宅地建物取引士が大阪府登録以外】

従事先登録が他社のままでは免許証を交付できません。

登録の都道府県で変更手続し、提出した申請書の写しを持参ください。

④ ＜法人成り申請の場合＞　個人事業の廃業届　※該当する場合のみ

**（２）営業保証金を自社供託する予定の方**

通知ハガキを受領されたら、速やかに法務局で営業保証金の供託手続を行い、大阪府へ営業保証金供託済届出書を提出ください。

オンラインで営業保証金供託済届をする場合は、免許の受取前に手続きを完了してください。

◆**免許証受領**に必要な書類　　※免許日以降に窓口で受領頂きます。

① 通知ハガキ

② 営業保証金供託済届※（供託書原本及びコピーが必要）

※オンラインで届出をされた場合は、当該手続の「文書番号」をお知らせください。

③【専任の宅地建物取引士が大阪府登録】

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書（ハガキ受領後）

　【専任の宅地建物取引士が大阪府登録以外】

従事先登録が他社のままでは免許証を交付できません。

登録の都道府県で変更手続し、提出した申請書の写しを持参ください。

④ ＜法人成り申請の場合＞　個人事業の廃業届　※該当する場合のみ

＜お問合せ先＞

大阪府　建築振興課　宅建業免許申請受付窓口

〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎２階

TEL：０６－６９４１－０３５１（内線：３０８５・３０８８）